

認定農業者制度の概要

- **担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造**を確立するため、農業経営基盤強化促進法（1993年制定）に基づく認定農業者制度を創設。
- 農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、**経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定**し、これらの**認定を受けた農業者に対して支援措置**を講じようとするもの。

農業経営改善計画の作成

（5年後の目標とその達成のための取組内容を記載）

経営改善計画の記載内容

- 営農活動の現状及び目標（営農類型、年間所得、年間労働時間）
- 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標（作付面積、飼養頭数、関連・附帯事業の売上等）
- 生産方式の合理化・経営管理の合理化
- 農業従事の様態の改善 等

※農業用施設の整備に関する事項（施設の種類、規模、所在等）を記載することも可能

市町村等^{※1}へ申請

（電子申請も可能）

※1 農業経営を営む区域（農用地又は農業生産施設^{※2}が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合は、都道府県又は国

※2 農業生産施設とは、畜舎、温室その他これらに類する農畜産物の生産の用に供する施設

認定要件

※都道府県・国認定も同様

- ・市町村の基本構想に照らし適切なものであるか（目標所得水準を目指すものとなっているか）
- ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
- ・達成される見込みが確実であるか

【農業用施設の整備に際して農地転用の許可を要する場合】

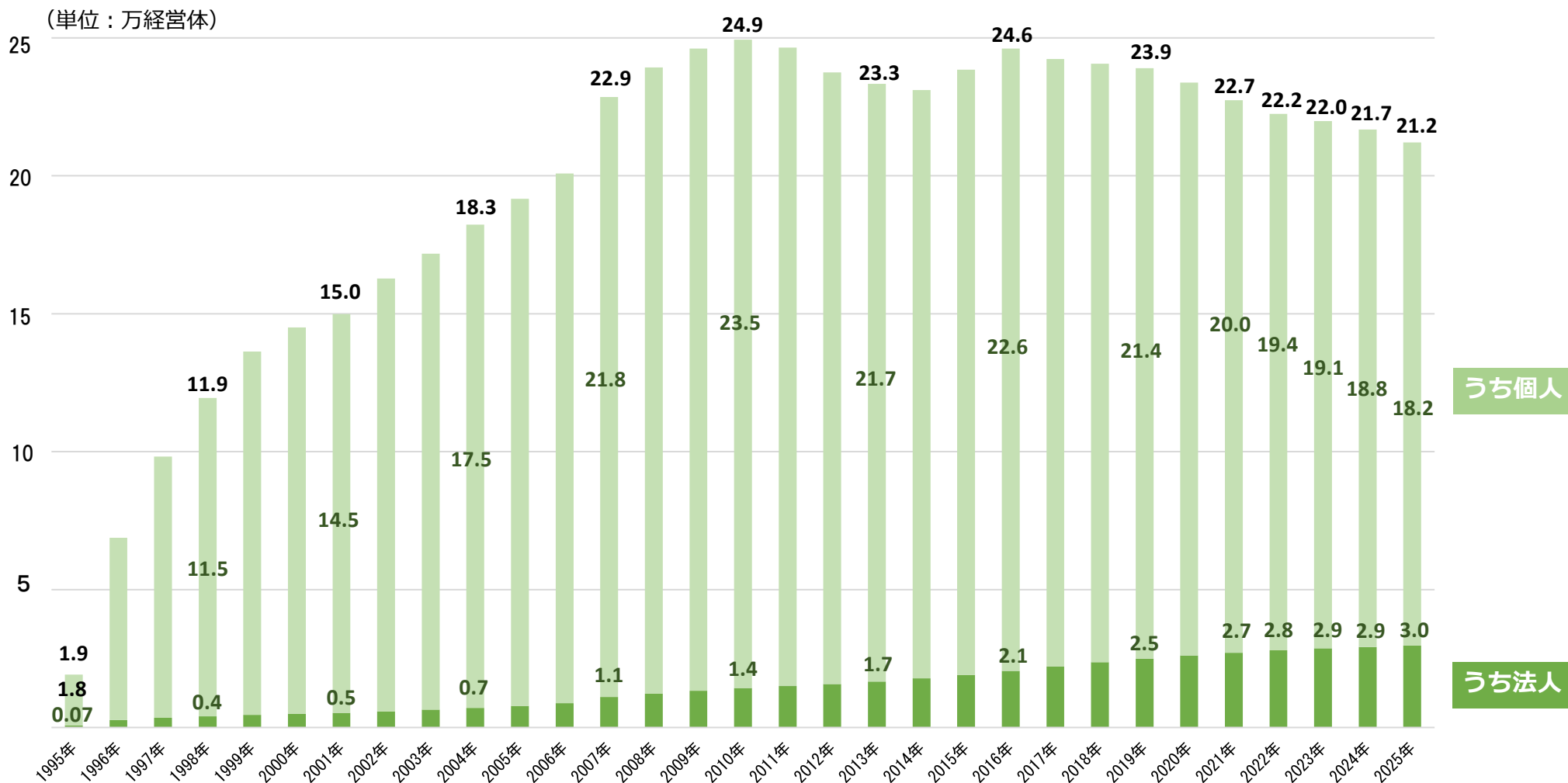
- ・農地転用許可基準を満たしているかどうか（都道府県知事の同意）

認定農業者

各種支援

認定農業者数の推移

○ 2025年の認定農業者数は21.2万経営体となっており、個人は18.2万経営体と2017年から9年連続で減少している。一方で、法人は3.0万経営体となっており、1995年から一貫して増加している。



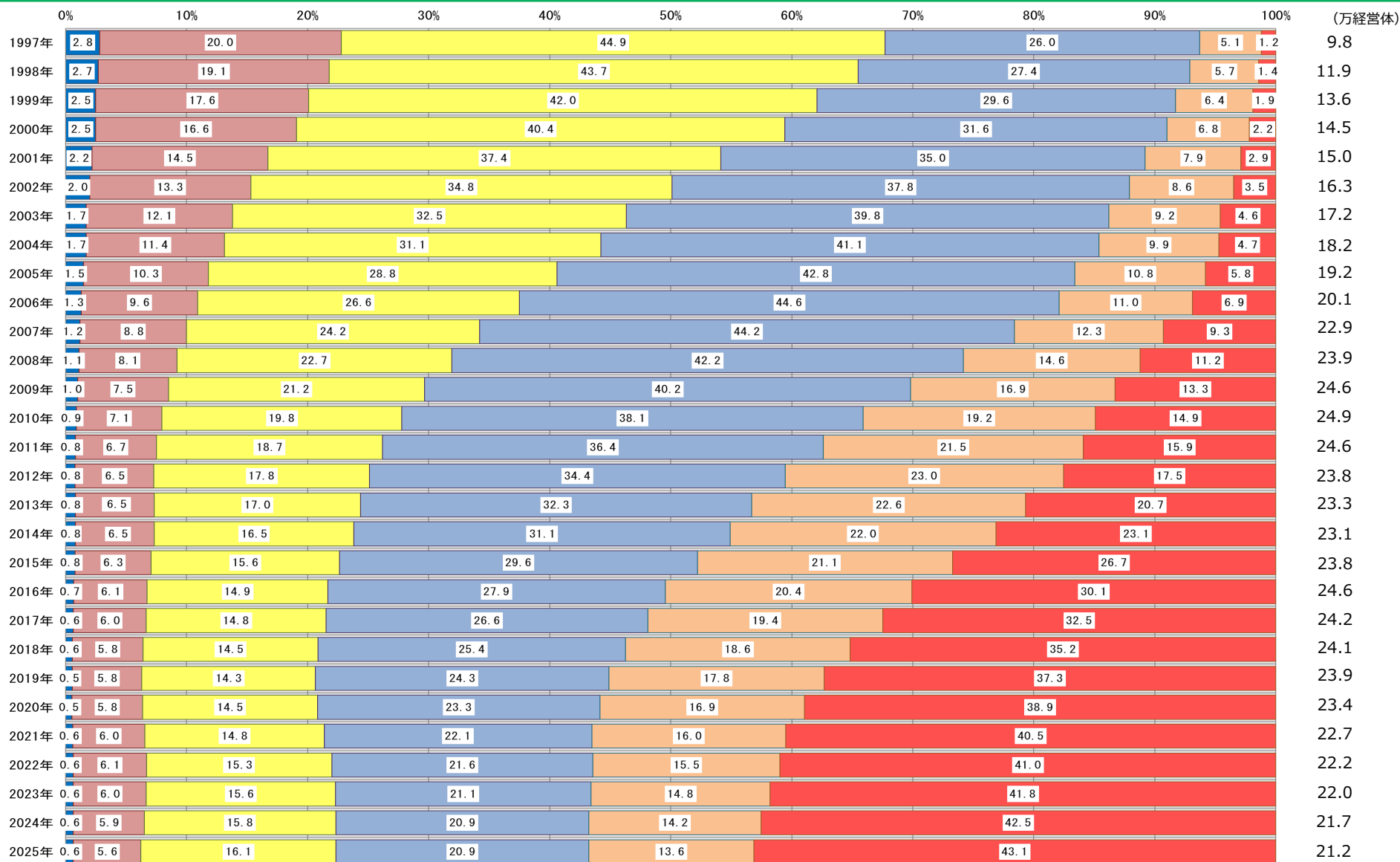
資料：農林水産省経営局経営政策課調べ（各年3月末時点の数字）

注1：2009年からは、特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

注2：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

認定農業者の年齢構成の推移

○ 農業者の高齢化が進んでいるのと同様に、65歳以上の認定農業者の割合は増加傾向で推移しており、2025年には43.1%となっている。



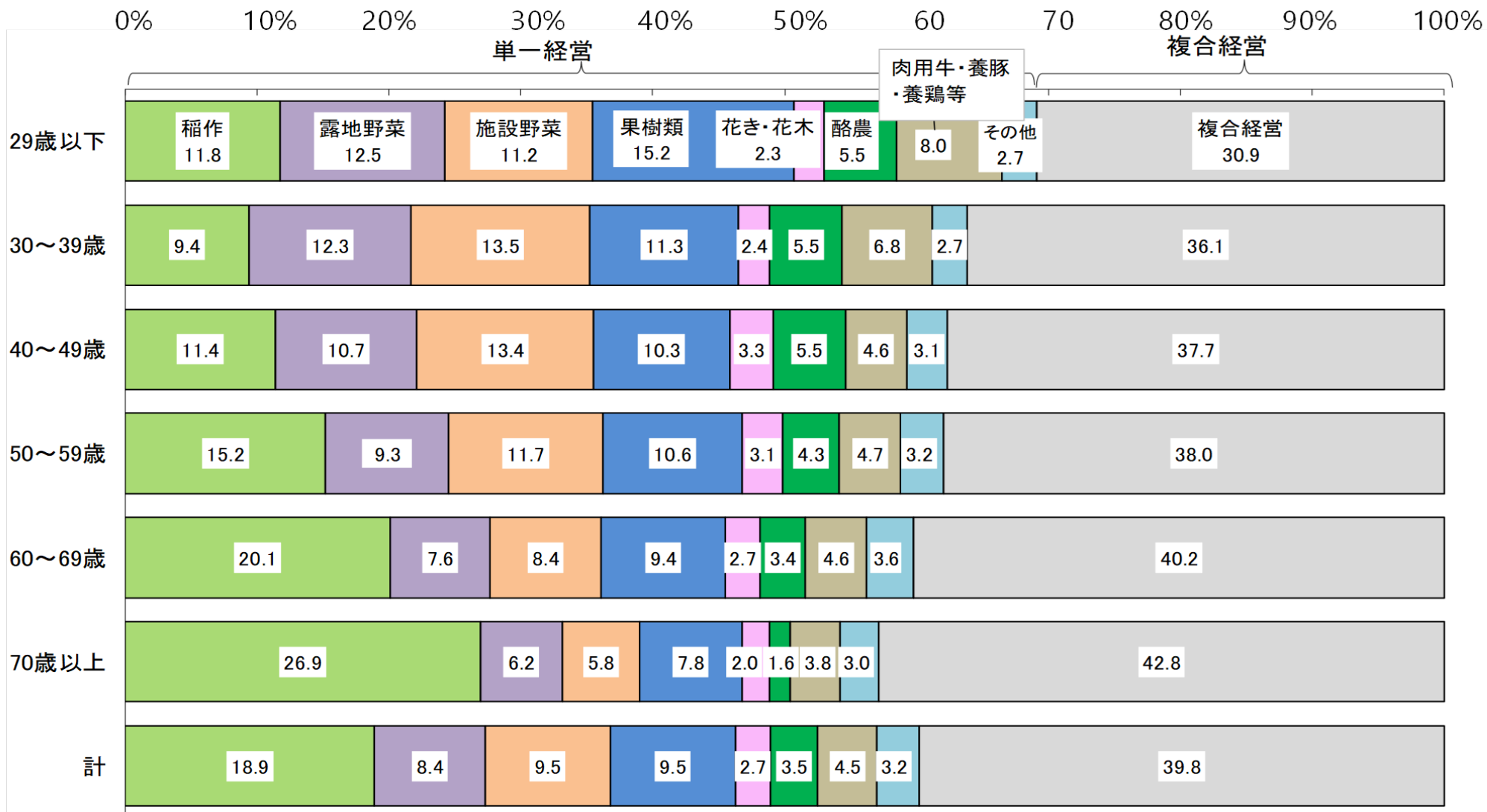
注1：法人、共同申請を除く。

注2：四捨五入の関係でそれぞれの項目の和が100%にならない場合がある。

■：29歳以下 ■：30～39歳 ■：40～49歳 ■：50～59歳 ■：60～64歳 ■：65歳以上

年齢階層別・営農類型別の認定状況（2025年）

○ 若年層になるほど露地野菜、施設野菜、果樹類の単一経営の割合が高くなり、高齢層になるほど稲作の単一経営、複合経営の割合が高くなる傾向にある。一方で、29歳以下の層は、果樹類の単一経営の割合が高くなっている。

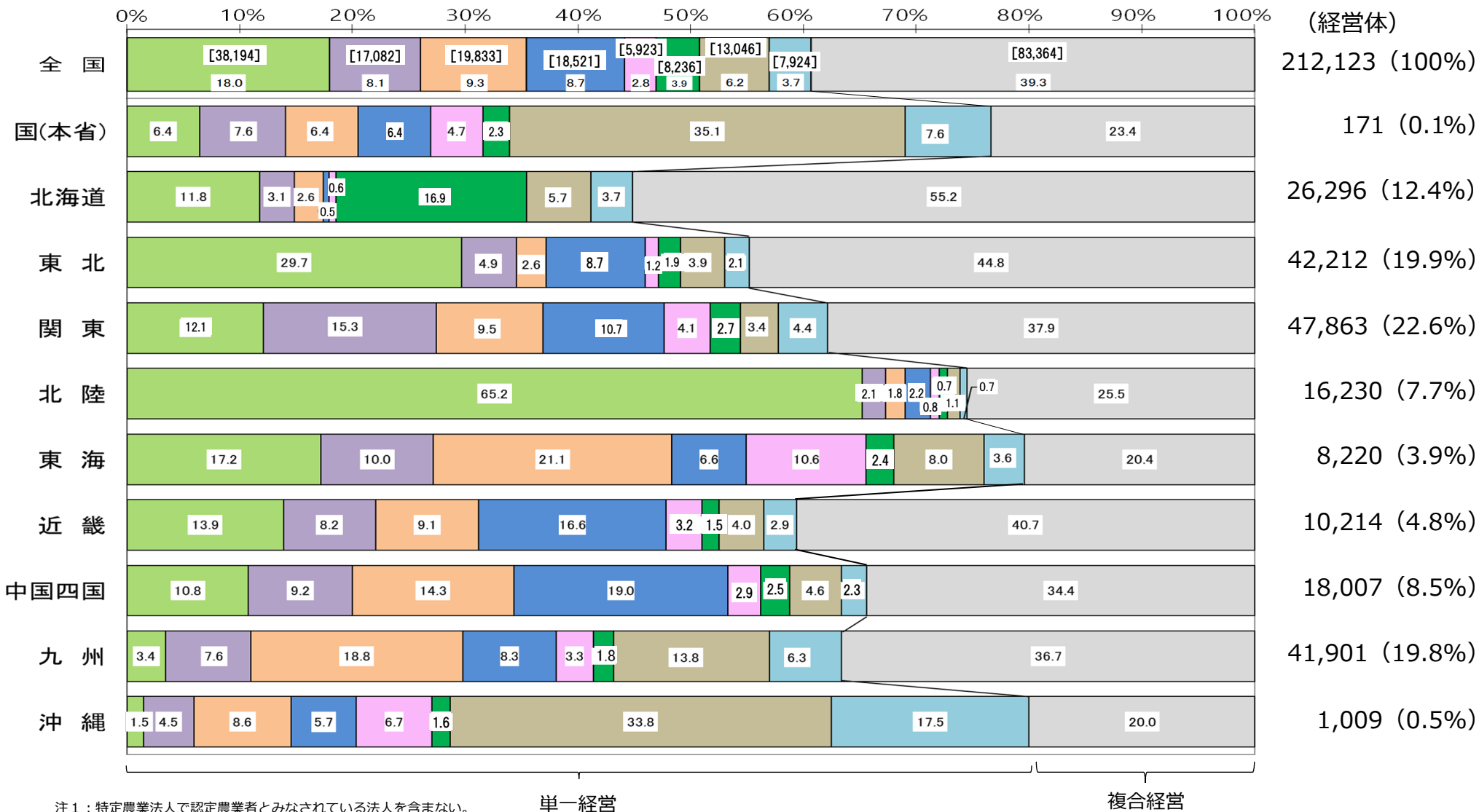


注1：法人、共同申請を除く。

注2：四捨五入の関係でそれぞれの項目の和が100%にならない場合がある。

ブロック別・営農類型別の認定状況（2025年）

○ ブロック別・営農類型別の認定状況を単一経営で見ると、北海道では酪農、東北・北陸では稲作、関東では露地野菜、東海・九州では施設野菜、近畿・中国四国では果樹作、沖縄では肉用牛・養豚・養鶏等の割合が最も高い。



注1：特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含まない。

注2：[] の数は農業経営改善計画の認定を受けた経営体数

注3：四捨五入の関係でそれぞれの項目の和が100%にならない場合がある。

■ 稲作
 ■ 露地野菜
 ■ 施設野菜
 ■ 果樹類
 ■ 施設花き・花木
 ■ 酪農
 ■ 肉用牛・養豚・養鶏等
 ■ その他
 ■ 複合経営

認定農業者に対する主な支援措置

経営所得安定対策

○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、経営安定のための交付金（標準的な生産費と標準的な販売価格の差額）を直接交付します。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

融資

○スーパーL資金及び農業近代化資金

農業用機械・施設の整備などに制度資金が利用できます。さらに、目標地区に位置付けられた場合等は、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

※農業近代化資金は認定農業者以外も対象。

融資機関	資金	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫等	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	25年以内 （据置10年以内）	個人 3億円 （複数部門経営等は6億円） 法人 10億円 （民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）
農協等	農業近代化資金	15年以内 （据置7年以内）	個人 1,800万円 法人 2億円

○農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）

日本政策金融公庫から、農業経営安定資金又は施設資金について、期限一括償還（5年1か月以上20年以内）で貸付けを受けられます。

※資本性ローン：貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なもの。

税制

○農業経営基盤強化準備金制度

青色申告を行う認定農業者等（地域計画において農業を担う者として位置づけられた農業者に限る。）が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

また、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地（地域計画の区域内のものに限る。）や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳ができます。

農業者年金の保険料支援

青色申告を行う認定農業者で一定の要件を満たした農業者は、保険料補助が最長20年間受けることができます。

農地転用手続きのワンストップ化

農業経営改善計画の認定の際に、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を併せて受けることができます。

また、認定を受けた農業経営改善計画に基づいて農業用施設を整備する場合には、農地転用の許可があったものとみなされます。